

ともに生きる社会かながわ推進週間の取組について

平成28年7月26日に津久井やまゆり園で発生した痛ましい事件を風化させず、また、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広く普及させるため、「ともに生きる社会かながわ推進週間」に集中的な広報を行います。

1 とともに生きる社会かながわ推進週間

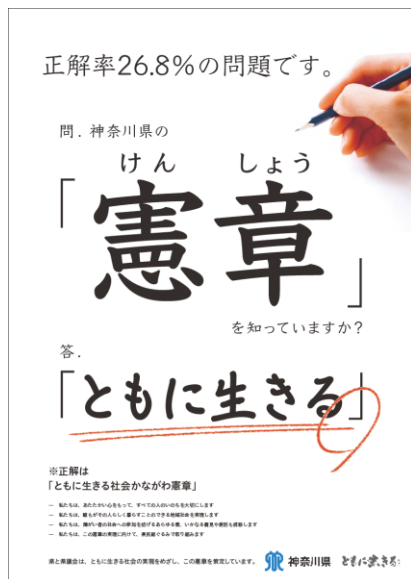
令和4年7月25日(月曜日)から7月31日(日曜日)まで

2 今年度の取組について

(1) ポスターデザイン

「ともに生きる社会かながわ憲章」の存在を知らない県民の皆様にも、一目見て記憶にとどめていただけるデザインとし、制作しました。

問題形式とすることで、ポスターに目を留め、「憲章って何だろう」と考えてもらうことを狙いとした、ポスターです。県民の皆様には憲章を知っていただくことを目指しています。



令和4年度ポスターデザイン

(2) ポスターの掲示等

県内主要駅(JR・小田急線・京急線・相鉄線・東急線・横浜市営地下鉄)や県・市町村庁舎等でポスターの掲示(庁舎ではチラシも配架)を行います。

(3)「ともに生きるかながわ憲章」Tシャツの着用

職員、企業、購入者等に広く着用を呼び掛けます。

- ・ 障害福祉サービス事業所への着用協力及びSNS等での発信依頼
- ・ 高島屋横浜店において、開店時のお客様のお迎え時に店員が着用するほか、入口付近での憲章ポスターの掲示、朝礼を活用した従業員への憲章の理念の普及を実施
- ・ 職員による着用

(4) その他の取組

ア 県のたより7月号への掲載

県のたより7月号で1面から3面にわたって特集記事を掲載しています。
その他県の媒体(ホームページ、SNS等)を活用した広報を実施します。

イ 地域広報誌への記事掲載

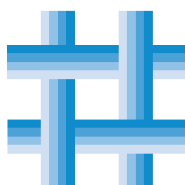
県内全エリア(40 地区)の「タウンニュース」に、憲章のPR文及び各スポーツチームのインタビュー記事を掲載します。

ウ 市町村と連携した広報

市町村と連携し、市町村の広報誌への憲章PR文の掲載や、市町村庁舎でのパネル展示を県内各地で展開します。(7月下旬から)

《SDGs の推進について》

県では、SDGs の達成にもつながる取組として、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に取り組んでいます。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室
共生担当課長 小手 電話 045-285-0737
共生グループ 中尾 電話 045-210-4961

ともに生きる 